

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年5月7日付けで行った、法5条1項及び法施行規則18条の各規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

娘は他者とコミュニケーションをとることが難しく指示も通らない。親にさえ自分の要求を伝えることができず、ある時水の入ったコップをとろうとキッチンによじ登り、足を踏み外して骨折した。また、感触遊びがやめられないため、公園や道端などに落ちているタバコの吸い殻や虫の死骸を衝動的に口に含んでしまい、砂場では危うくガラスの破片を口にしてしまうところであった。

他にも自分の便で遊び、その手を舐めてしまうことは日常茶飯事で、便器の水で遊び、飲んでしまったこともある。そのため一時も目を離すことができない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月29日	諮問
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）
平成31年 2月15日	審議（第30回第2部会）
平成31年 3月15日	審議（第31回第2部会）
平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和 元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当するべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある

者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めるとしている。

(2) これを受けて、政令である法施行令は、1条3項において、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、政令別表に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を定めている。

(3) また、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められており、さらに、認定要領の別添1において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

(4) 認定要領2では、障害の認定について、以下のように定めている（ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。）。

ア 認定要領2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととする。

そして、認定要領2・(3)・アは、政令別表における1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（別紙2・1級の9及び同10参照）とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうとし、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はで

きないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであるとする。

また、認定要領 2・(3)・イは、政令別表における 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（別紙 2・2 級の 15 及び同 16 参照）とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとする。

イ 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこととする。

ウ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。

なお、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

(5) 認定基準第 7 節・2 においては、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の 6 つに区分するとしている。

そして、本件児童の場合、本件診断書によると、「障害の原

因となった傷病名」欄に「自閉症」と記載され（別紙 1・1）、  
「合併症」欄に「精神障害（知的障害）」（別紙 1・3）と記載されていることから、以下、認定基準のうち、知的障害及び発達障害に関するものについて触れておく。

ア 認定基準第 7 節・2・D・(2)は、「知的障害」における障害の程度について、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を 1 級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を 2 級としている。なお、標準化された知能検査による知能指数でいうと、「おおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級に相当すると考えられる。」としている。

認定基準第 7 節・2・D・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

イ 認定基準第 7 節・2・E・(2)は、「発達障害」について、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことがで

きないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」、「発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

認定基準第7節・2・E・(3)は、「発達障害」における障害の程度について、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級としており、また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

(6) 法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断すべきものであると解せられる。

2 以上を前提に、請求人の特別児童扶養手当の受給資格について、本件診断書の記載に基づいて、以下、検討する。

(1) 本件児童の障害の程度について

ア 知的障害について

本件診断書によれば、本件児童の知能指数又は発達指数の

テストは、不能で算出困難と、知的障害の判定は重度と記載（別紙1・7・(1)・ア）されているが、本件診断書の各項目の記載内容を総合的に判断し、本件児童が所持している愛の手帳の障害程度を併せて斟酌すると、認定基準第7節・2・D・(2)が2級に相当するものとして例示する「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」という程度に至っているとまでは認められない。

#### イ 発達障害について

本件診断書によれば、本件児童の発達障害に関連するものとして、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」がみられ、その具体的症状としては、「視線は全く合わず、呼名反応なし。M-CHAT重要項目5項目がい当。言葉の指示は全く入らず、非言語（サイン・カード）でも相互的なやりとりは全く成立しない。クレーンハンドあり。細い棒や、ピンク色にこだわりあり。」と記載されている（別紙1・8）。しかし、「意識障害・てんかん」には該当せず（別紙1・9）、精神症状については「自閉」に該当しているものの、その具体的症状等の記載はない（別紙1・10）。問題行動及び習癖については、「多動」、「その他（他害）」がみられ、その具体的症状としては、「多動傾向強く、何でも口の中に入れてしまうため、常に監視が必要。思い通りにならないと、パニックにはならないが、たたく、つねるの他害あり。」とされている（別紙1・11）。また、日常生活能力の程度については、食事、洗面、入浴は「全介助」、排泄は「おむつ必要・全介助」、危険物は「全くわからない」、睡眠は「時々不眠」とされ（別紙1・13）、要注意度は、

「常に嚴重な注意を必要とする」と記載されているものの、本件診断書作成時点において本件児童は3歳3か月を超えたばかりの幼少であり、年齢的に身体的機能又は社会的な適応性が未熟であること、障害のない幼児の日常生活能力を考えた場合でも一定程度の介助や注意が必要な年齢であることを踏まえると、本件児童の実年齢に対して精神年齢が著しく低いとまでは判断し難く、本件児童の障害の程度を認定基準第7節・2・E・(3)が2級に相当するものとして例示する「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」という程度に至っているとまでは認められない。

ウ 上記ア及びイで検討したところからすると、本件児童の障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2級）に至っていると認められないものであり、政令別表に定める障害の状態については、「非該当」とであると判断することが相当である。

- (2) 以上のとおり、本件児童の障害の状態は、法2条5項に規定する障害程度には該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、所見として、「知的障害については、軽度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない」とし、審査結果として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

したがって、審査医の審査結果に基づき、処分庁が、本件児童は法2条5項に規定する障害の程度の状態にあるとは認められず、ひいては同条1項にいう障害児には当たらないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の取消しを



求めている。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、認定請求書とともに提出された診断書を基に、認定要領及び認定基準により行うものであるところ（1・(6)）、上記2のとおり、処分庁は、本件診断書を基に、本件児童の障害の程度は政令別表に定める程度に該当しないものと判断していることから、請求人の主張をもって本件処分を違法又は不当とすることはできないというほかない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）